

静岡DC伊豆の国市冠事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡DC伊豆の国市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、市民とともに、本市の魅力を幅広く周知し、賑わいづくり、おもてなしのまちづくりを目指すため、市民等が実施するイベント及び事業名などに「静岡DC伊豆の国市応援事業」等の冠をつけたもの(以下「冠事業」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 以下のすべてに該当する事業を対象とする。

- (1) 静岡DC「アップレしずおか元気旅」の趣旨にふさわしい事業
- (2) 伊豆の国市の魅力・資源を活用し、訪れた人が元気になれる事業
- (3) 広く一般の参加を呼び掛けている事業
- (4) 伊豆の国市内で実施される事業
- (5) 2019年4月1日から6月30日まで又は2020年4月1日から6月30日までに実施される事業(ただし、特に必要と認められる場合は2019年1月から3月中及び2020年1月から3月中の実施も可とする。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する事業
- (2) 政治、宗教又は思想的活動等目的とする事業
- (3) 事業等が専ら私的な利益を目的としている事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が適当でないと認める事業

(事業の申請)

第3条 冠事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、冠称の使用を開始する1か月前までに、静岡DC伊豆の国市冠事業使用承認申請書(様式第1号)を実行委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の承認)

第4条 実行委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、静岡DC伊豆の国市冠事業承認(不承認)通知書により、申請者に通知するものとする。承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 冠称(静岡DC伊豆の国市応援事業等)の使用
- (2) 2019静岡DC伊豆の国市キャッチコピー「ようこそ伊豆の国」の使用
- (3) 市の広報紙、ホームページ、観光課フェイスブック等による事業周知・告知
- (4) 静岡DCロゴマークの使用
- (5) 静岡DCのぼり旗の使用

(事業中止等の届け出)

第5条 事業者は、冠事業の中止又はその事業内容の変更をする場合は、静岡DC伊豆の国市冠事業計画変更(中止)申請書(様式第2号)により、速やかに実行委員会にその旨を届け出なければならない。

(承認の取消し)

第6条 実行委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。

- (1) この要領の規定に反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

(実績報告)

第7条 事業者は、冠事業の終了後30日以内に、静岡DC伊豆の国市冠事業実績報告書(様式第3号)に事業の実績が分かる書類等を添付し、実行委員会に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第8条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、冠事業の募集に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、2018年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、2020年6月30日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第

9条の規定は、失効後もなおその効力を有する。

